

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都八王子市館町468番地の2

氏 名 株式会社完山金属

代表取締役 完山一範

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する

群馬県知事 大澤 正明



許可の年 月 日 平成 21年 6月 18日

許可の有効期限 平成 26年 6月 17日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭銧さい、⑮がれき類（以上15種類）

（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む）

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 21年 6月 18日 新規許可

4 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

（該当なし）

5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出

なし